平成２１年１１月１０日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官

平成２０年(ワ)第６号　履行請求事件

口頭弁論終結日　平成２１年９月１日

判　　決

北九州市八幡西区

原　　告

北九州市小倉北区

原　　告

北九州市八幡西区

原　　告

上記原告ら訴訟代理人弁護士　横　光　幸　雄

同　我那覇　東　子

同　小　川　威　亜

同　後　藤　景　子

同　天　久　泰

北九州市小倉北区城内１－１

被　　告　北九州市長　北　橋　健　治

上記訴訟代理人弁護士　阿　部　哲　茂

主　　文

１　原告らの請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告らの負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求の趣旨

被告は，末吉興一（以下「末吉」という。）に対し，１１１８万２２９９円及びこれに対する平成１９年１月４日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第２　事案の概要

本件は，北九州市長であった末吉が，平成１９年１月４日，北九州市議会議長公用車の購入代金として１１１８万２２９９円の支出命令（以下「本件支出命令」という。）を行ったことが違法であると主張して，北九州市の住民である原告らが，地方自治法２４２条の２第１項４号本文に基づき，被告に対して，末吉に対し１１１８万２２９９円及びこれに対する支出命令日である平成１９年１月４日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金を損害賠償請求するよう求める事案である。

１　前提事実（証拠掲記のない事実は争いがない。）

(1)　当事者等

原告らは，いずれも北九州市の住民である。

末吉は，平成１９年１月４日当時，北九州市長であった者である。

(2)　議長車購入の経緯

ア　北九州市議会は，平成１８年３月，車両更新費として１２００万円が計上された同年度予算案を可決した。（乙１）

イ　北九州市は，平成１８年９月２９日，福岡トヨタ自動車株式会社との間で，以下の車両（以下「本件公用車」という。）の所有権の移転を受ける（購入する。）と同時に，当時北九州市が所有していた北九州市議会議長公用車（本件公用車の前のもの。以下「前議長車」という。）の所有権を移転し（下取りに出す。），差額である１１１８万２２９９円を支払う旨の交換契約（以下「本件契約」という。）を締結した。（甲７，８の１）

車種	トヨタ・レクサスＬＳ４６０　ｖｅｒｓｉｏｎＵ	
年式	平成１８年式	
価格	本　　体	９２０万００００円（消費税相当額を含む。）
	オプション装備	２２４万５４４９円（消費税相当額を含

む。）

諸　経　費　　１５万６８５０円

合　計　１１６０万２２９９円

（前議長車下取価格　　４２万００００円（消費税相当額を含む。）

差　額　１１１８万２２９９円）

なお，トヨタレクサスは，トヨタが誇る高級乗用車である。

ウ　末吉は，平成１９年１月４日，上記契約に基づき，１１１８万２２９９円の支出命令（本件支出命令）をした。

これを受け，北九州市収入役は，同月１９日，上記金額の支出を行った。

(3)　議長公用車の使用目的

北九州市は，議長公用車の使用目的として，公務，送迎等の役割と皇室関係者や友好姉妹都市等の賓客に対応することを想定している。

そして，上記賓客への対応としての使用実績は，平成１６年度から平成１８年度までの３年間で１６日あり，各年度４日ないし７日の割合となる。

(4)　訴訟に至る経緯

原告らは，平成１９年１１月８日，本件支出命令ないし上記支出行為につき，北九州市監査委員に対し，地方自治法２４２条１項に基づく監査請求を行ったが，同委員は，同年１２月２７日，本件支出命令は適法であったとして，上記請求を棄却した。

原告らは，平成２０年１月２４日，本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著）

2　争点及び当事者の主張

本件の争点は，本件契約及び本件支出命令の適法性である。

（原告らの主張）

(1)　適法性の判断基準

地方財政法２条１項，３条１項は，地方自治体の首長が財産の購入契約等を行う際の裁量権の範囲を画する具体的規範になるものである。そして，特に，財政状況が危機的な状況にある地方自治体の財政運営については，地方財政法の定める財政健全化の諸原則，殊に財政運営効率化の原則（最少経費最大効果の原則）の要請（同法４条１項）がより強まり，首長の裁量権もより狭いものとなる。首長の契約等の適法性判断は，そのことを踏まえた上で，地域住民の生活水準や一般的な経済観念等の具体的事情を考慮して行うべきである。

北九州市においては，平成１８年度で約１兆３９７２億円もの借金がある上，税収が大幅な減少傾向にあり（平成１６年度は約１１４億８０００万円減少。平成１７年度は約２３億円減少），北九州市監査委員の平成１８年度の意見書においても，市は危機的な財政状況にあるとの認識が示されている。また，市の行政改革大綱（平成１６年４月策定）においても，コスト感覚を持った財政運営が必要との認識を持つべきこと，物品のリース化，レンタル化を推進すべきことなどを定めていた。そして，一般市民にとって自動車の購入は多くの出費を伴う行為であり，北九州市が九州地域で有数の財政基盤を有する都市であることを考慮しても，著しく高額な高級車の購入は控えるべきである。

このように，本件公用車購入の適法性判断は，特に財政状況が危機的な状況である地方自治体の財政運営に該当するため，地方財政法上の財政運営効率化の原則（最少経費最大効果の原則）の要請によって，末吉の裁量の範囲が大幅に狭められていたことを前提に行うべきである。

(2) 本件公用車購入の目的の妥当性及び必要最少限度性

ア 北九州市議会議長（以下「議長」という。）には，法令上，費用弁償として通勤費が支給されることとなっており，議長の送迎目的に本件公用車を購入する必要性はない。

また，賓客の対応という目的については，平成１６年から平成１８年までの３年間でわずか１６日間しか使用されておらず，本件公用車を購入する目的としては不当である。そもそも，議長車にそのような目的を持たせること自体不適切であり，他の政令指定都市を見ても，議長車が賓客の送迎に用いられているところは皆無である。

イ(ア) 前記のような北九州市の財政状況等からすれば，１１００万円以上の購入費用に加えて，多額の維持費もかかる本件公用車の購入は，到底必要最少限度とはいえない。購入費用だけみても，約１１１８万円というのは，北九州市以外の政令指定都市（以下「他都市」という。）の平均約６６２万円の約２倍もの価格である。さらに，大阪市など，他の都市では，議長公用車を購入せずリースにしているところもある。

(イ) 被告は，４５００ｃｃ程度の排気量という基準に則って本件公用車を選定したとし，議長の車内での業務処理等のためには，排気量が大きく，安全性，居住性が優れた車両が必要であるから，本件公用車の選定は適切だった旨主張する。

しかし，４５００ｃｃという基準の制定・改廃の相当性も含めて，首長の裁量権逸脱の有無が検討されるべきであるから，そのような基準の存在を主張しても無意味である。また，車内で書類のチェック等を行うのに，大きな排気量や高度の居住性が必要とはいえないし，安全性は，車両一般に要求されるものであるから，本件公用車選定の理由とはならない。

したがって，被告の上記主張はいずれも理由がない。

(ウ) 北九州市においては，議長公用車の更新期間が５年間とされているが，余りに短く，不当である。他都市の平均使用年数は９．７年であり，札幌市に至っては１２年という長期間にわたって買い替えをしていない。

(エ) 被告は，「北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本指針（北九

州市グリーン購入基本方針）」（以下「グリーン購入方針」という。）に従って本件公用車を選定したと主張する。

しかし，その合理性自体疑問があるし，環境に配慮した物品購入を行うとしても，例えば仙台市が議長公用車として購入しているハイブリッドカー（約３４３万円）でも足り，約１１１８万円もの車両を購入する必要はない。グリーン購入方針の中でも，経費が著しく割高となる場合は環境物品でないものを購入することができると定めており，本件公用車はその場合に当たるといえる。

(オ) このように，いずれの点からみても，本件公用車の購入は必要最少限度を超えており，裁量権の範囲を逸脱し，違法である。

(3) オプション選定の合理性

ア 本件公用車には，各種オプション装備が搭載され，その費用の合計は約２２４万円に上るが，その選定は，以下述べるように，いずれも合理性がない。

イ(ア) オーディオシステム（３５万７０００円），ディスプレイ（１８万９０００円），地上デジタルチューナー（１３万３３５０円）は，高音質でテレビ視聴，音楽鑑賞や情報収集を行うための装備と考えられるが，議長車にそのような機能は必要ない。また，いずれも相当に高額であって，選定は不合理である。そして，かかる高価なオプション装備は，乗客の搬送という自動車の基本的性能を出発点として見た場合，不必要に過剰な装備であり，そのための支出は違法と判断されなければならない。

(イ) ムーンルーフ（９万４５００円）は，夜間，上空の月を見たり，車の装飾性を高めたりするための装備と考えられるが，この機能も不要である。

(ウ) トランクを自動で開閉するためのパワートランクリッド（５万７７５０円），車内の酸素濃度低下を抑制するための酸素濃度コンディショナ

ー（５万２５００円）は，いずれも議長の公務遂行上必要な場面を想定できず，不要といわざるを得ない。

(エ) スタッドレスタイヤ（４０万円），フォグランプ（１９万６３５０円）は，降雪して路面が凍結する日が北九州市においては年に数日しかないなど，使用を要する場合が非常に少なく，高額の費用を投じて装備する必要性は認められない。

(4) 以上によれば，本件契約は，必要最少限度を超え，被告の裁量権を逸脱したもので違法であり，それに基づく本件支出命令も違法である。

(被告の主張)

(1) 適法性の判断基準

ア 地方公共団体の長の財産購入の契約は，対価を含めて，その裁量に委ねられており，当該購入契約又はそれに基づく支出命令が裁量権を逸脱して違法となるのは，合理的な理由がないのに必要性の乏しい財産を取得した場合，あるいは合理的な理由がないのに適正価格よりも著しく高額で財産を取得した場合に限られる。そして，本件公用車は議長のみならず皇室関係者等の賓客の送迎にも用いられるものであるから，上記適正価格はそのことを前提に決められるべきであり，一般市民が自家用車を購入するような場合と同列に論じられるべきではない。

地方財政法２条１項，３条１項，４条１項は，財政に関する基本方針を定めたものであって，いずれも地方公共団体の財産購入について具体的に規制するものではない。

イ 原告らは，地方公共団体の財政が危機的状況にある場合，財産購入に当たっての首長の裁量は狭められるとした上で，本件公用車は不当に高額であるから，その購入は違法であると主張する。

しかし，財政状況の悪化は，確かに予算編成における歳出歳入を制約することにはなるが，その歳出歳入の枠の中で，首長はいかなる財産を購入

するかについて広範な裁量権を有するというべきであり，財政状況の悪化は，個別の財産の購入における首長の裁量の範囲を狭めるものではないから，上記主張は失当である。

(2) 本件公用車の購入経緯

ア 北九州市は，平成９年以降，議長公用車の購入について，議長及び皇室関係者や友好姉妹都市関係者等の送迎という役割を考慮した上で，排気量４５００ｃｃ程度の車両を５年程度で更新していくという基準を定めている。

また，北九州市は，平成１３年，環境に配慮した物品を優先的に購入することを定めるグリーン購入方針を策定した。グリーン購入方針は，一般公用車については，電気自動車，ハイブリッド自動車等であって，一定の排出ガス基準，燃費基準を満たすものを購入すべき旨定めている。

イ 前議長車は，平成１２年３月に購入したものであり，使用開始後５年目を迎えた平成１６年度に一度更新が検討されたが，まだしばらくは使用可能な状態であったことなどから，更新は見送られた。

しかし，次第に走行距離が増し，車両に傷みも出てきたため，更新を決定し，平成１８年度予算案に，車両購入費１２００万円を計上し，同年３月に可決された。

ウ 当時，４５００ｃｃクラスでグリーン購入方針の基準を満たす車両は２車種あったところ，北九州市は，燃費基準に優れ，より環境負荷の少ない「トヨタ・レクサスＬＳ４６０」を選択し，平成１８年９月，本件契約を締結した。

(3) 本件公用車購入の必要性及び価格の相当性

ア 本件公用車は，第１に議長の送迎に用いられるものであって，実際に１年間のうちかなりの日数，そのために使用されており，必要性は明らかである。原告らは，議長には「費用の弁償」（地方自治法２０３条２項）と

して通勤費が支出されるから，議長の送迎目的で公用車を購入する必要はないと主張する。しかし，議長が，議会における用務，行事や式典への出席等多数の公務を円滑に遂行するとともに，移動中に書類のチェックや連絡調整を行い，緊急時も臨機応変に対応するためには，公共交通機関ではなく専用公用車を使用することが不可欠であって，上記主張は失当である。

本件公用車の第２の使用目的は賓客の送迎であるが，賓客訪問の際に送迎車両が必要なことは明らかであって，その役割を議長公用車に担わせることに何ら不当な点はない。本件公用車は，実際に平成１６年ないし平成１８年の３年間に１６日間，賓客送迎のために使用されており，相当の使用実績がある。

イ　議長が車内で書類チェック，打ち合わせ，文書の確認，式典挨拶原稿の作成等多量の業務を処理するため，及び，議長の身体を保護するためには，排気量が大きく，安全性，居住性の優れた車両が必要である。

また，皇室関係者等の賓客に対応するためには，十分な安全性，居住性，格式等を備えた車両を用意しておく必要がある。

そうすると，上記要請に応え得る本件公用車を選定したことには，必要性，合理性が認められ，その担う役割からすれば，約１１１８万円という代金も，不当に高額であるとはいえない。

ウ　原告らは，北九州市が車両更新期間を５年としているのは余りに短く不当であると主張する。

しかし，本件公用車は，前議長車の走行距離が約１３万キロメートルに達したこと，車両に傷みが生じたことなどから購入したものであり，前議長車の使用期間も６年９か月であったから，上記主張は無意味である。

エ　また，原告らは，北九州市がグリーン購入方針に従ったことが，不当に高額な本件公用車を選定した原因の一つである旨主張する。

しかし，北九州市は，地方財政法の趣旨及び車両の使用目的を踏まえた

上で，グリーン購入方針に適合する本件公用車を選定したものであるし，グリーン購入方針に適合する車両がそうでない車両と比較して著しく高額であるというわけではないから，上記主張は失当である。

オ　さらに，原告らは，本件公用車の価格は，他都市の議長公用車の平均価格約６６２万円の２倍近くもあり，不当に高額であると主張する。

しかし，議長公用車の使用目的は各都市によって相違するから，他都市と比較することは無意味であるし，他都市と比較しても，横浜市の９７７万円，名古屋市の１０８２万円，川崎市の１１０３万円などと比べれば，本件公用車の約１１１８万円が著しく高額でないことは明らかである。

カ　以上のとおり，本件公用車の購入には必要性・合理性があり，その価格も著しく高額であるとはいえない。

(4)　オプション選定の合理性

ア　原告らは，本件公用車に搭載した各オプション装備はいずれも必要性がなく，これに約２２４万円を費やしたことは違法であると主張するが，以下述べるように，いずれも理由がない。

イ(ア)　ディスプレイ，地上デジタルチューナー，オーディオシステムは，テレビ放送及びＤＶＤを視聴するために必要な装備である。議長にとって，移動中にテレビのニュースやＤＶＤに収められた資料を視聴し，市政情報や公務に関する情報を迅速に入手することは不可欠であり，上記機能は必要不可欠である。

(イ)　ムーンルーフは，ディスプレイを装着するため，構造上必要であることから，搭載したものである。

(ウ)　パワートランクリッドは，荷物の積み下ろしをよりスムーズに行うために必要なものである。

(エ)　酸素濃度コンディショナーは，移動が長時間に及んだ場合に密閉された車内環境の悪化を防止するために搭載されたものである。

(オ) スタッドレスタイヤは，降雪時や路面凍結時の走行のため必要なものである。議長車は公務のため寒冷な山中を走行することも多く，この装備は不可欠である。

(カ) フォグランプは，霧や悪天候時の視界確保のため必要な装備である。

ウ 各オプション装備のために要した費用は，それぞれ標準的な範囲に収まっており，不相当に高額なわけではない。

エ なお，本件公用車には，搭載可能なオプション装備であっても，不要な装備は搭載しておらず，最高水準の装備をしているわけではない。

(5) 以上によれば，予算の範囲内で，購入基準に従い，必要なオプション装備を搭載した上で本件公用車を購入した末吉の判断に何ら裁量権の逸脱はなく，本件契約は適法であり，それに基づく本件支出命令も適法である。

第３ 当裁判所の判断

１ 認定事実

前記第２の１の事実，証拠（各項掲記のほか，甲１，乙５）及び弁論の全趣旨によれば，次の各事実が認められる。

(1) 北九州市では，平成４年，議長公用車の車種について，従前３０００ｃｃクラスの普通乗用車であったものを，「国内外からの賓客の接遇，遠距離使用頻度の増大及び政令市等他都市の状況を考慮し，議長車については４５００ｃｃクラスのハイグレードのもの」に変更する方針を打ち出した。

さらに，北九州市は，平成９年，議長公用車の更新基準について，従前は第１回目の車検時（３年）としていたものを，第２回目の車検時（５年）に変更した。

なお，本件公用車購入時における他都市の議長公用車の更新基準は，５年から１２年までと幅があり，他都市の中には走行距離についても更新の基準としている例もあるが，北九州市は走行距離を更新基準としていない。（甲４）

（本項につき，乙２）

(2) 本件公用車購入時における他都市の議長公用車の排気量は，３０００ｃｃから５０００ｃｃまでと幅がある。

(3) 他都市において，議長公用車を皇室関係者や外国要人等の接遇に使用している例はない。（甲４）

(4) 本件公用車は，購入時において，全国の政令指定都市の市長，議長公用車のうち最も高額なものであるが，他にも１０００万円より高額の議長公用車を有する政令指定都市は２市ある。（甲３，４）

(5) 北九州市が平成１３年に策定したグリーン購入方針の別記では，ガソリン車である場合で，乗用車にあっては，「低公害車等排出ガス技術指針（平成１０年１２月１０日環境庁大気保全局長通知）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成１２年運輸省告示第１０３号）」の基準のうち，平成１７年基準排出ガス５０％低減レベル以上又は平成１２年基準排出ガス７５％低減レベルに適合していること及び省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の燃費基準値（平成１１年３月３１日通商産業省，運輸省告示２号）を満たすこととされている。

また，グリーン購入方針の４(4)では，特定調達品目を調達しようとする際，経費が著しく割高となる場合は，環境物品等でないものを購入もしくは借上げることができると規定されている。

（乙３）

(6) 本件公用車に装着されたオプション装備の明細は，以下のとおりである。なお，いずれも消費税相当額を含む。（甲２，８の１・２）

スタッドレスタイヤ	４０万０００円
フォグランプ	１９万６３５０円
スペアタイヤ	７万４５５０円
コーナーポール	４万６７２５円

タイヤチェーン	３万１５００円
非常信号用具等	３４６５円
輪止め	８０９円
フロアマット	９万９７５０円
ボディコート	９万９７５０円
シートカバー	６万８２５０円
サイドバイザー	５万４６００円
マッドガード	３万６７５０円
トランクトレイ	３万３６００円
毛ばたき	２万５２００円
ホイールコート	２万１０００円
ナンバーフレーム	１万７８５０円
ガラスコート	９４５０円

ナビゲーション・オーディオシステム一式

（内訳）

・オーディオ（“マークレビンソン”リファレンスサラウンドサウンドシステム）　３５万７０００円

・ディスプレイ　１８万９０００円

後席でテレビやＤＶＤを視聴できるもので，上記オーディオシステム及びムーンルーフを選択した場合にのみ搭載可能となる。（甲２の７９頁）

・地上デジタルテレビチューナー　１３万３３５０円

・ムーンルーフ　９万４５００円

・地上デジタルテレビアンテナ　５万２５００円

パワートランクリッド　５万７７５０円

車の後部のトランクを，所携の電子キー又はカードキーのスイッチ操作一つで開閉する装置である。（甲２の７５頁）

酸素濃度コンディショナー　　５万２５００円

酸素富化膜を通すことで酸素濃度を高めた空気を後席後方から発生させて，車室内の酸素濃度低下を抑える装置である。（甲２の７９頁）

フイルム貼り　　４万２０００円

電話機移設料　　４万２０００円

ＥＴＣセットアップ料　　２６２５円

灰皿　　２６２５円

合計　　２２４万５４４９円

２　争点に対する判断

(1)　判断基準

地方公共団体がどのような財産を購入すべきか，また，その財産を購入する際の対価がどうあるべきかについては，地方自治法９６条１項８号が，財産の取得について一定の場合に議会の議決を要する旨定めているほかは，これを規制する法令は存在しない。原告らが指摘する地方財政法４条も，予算の執行面における基本原則を定めたものであり，同条１項は，地方自治法２条１４項の掲げる「最少経費による最大効果」の原則を予算執行の立場から簡潔に表現したにとどまり，これは執行機関に課された当然の義務である。

このような点からすれば，地方公共団体の長の財産購入に係る契約の締結は，対価を含めて，その裁量に委ねられた行為であると考えられる。

なお，地方公共団体の財政が危機的状況にある場合，財政運営全般，具体的には予算編成における歳入歳出を制約することにはなるが，そのような歳入歳出の枠の中では，地方公共団体の長は事業の選択について裁量権を有するのであって，財政事情の悪化が，その中での個別の事業の選択や実施内容

までも具体的に制約すると解することでは相当でない。したがって，この点に関する原告らの主張を採用することはできない。

もっとも，かかる裁量が無制限のものであると解することもまた相当ではなく，上記諸法令の趣旨に鑑みれば，地方公共団体の長による財産取得においても，相当程度の取得の必要性及び取得価額の相当性が要求され，かかる必要性または相当性が明白に認められない場合には，支出行為が違法の瑕疵を帯びる余地もあるものと解すべきである。

しかしながら，まず，本件公用車のように，市場価格がある程度明確に定められている物品の購入の場合には，購入する物品がその価値に比して著しく高額であるということは一般的にはなく，特段の事情がない限り，取得価額の相当性については問題とならない。本件についても，上記特段の事情の存在を窺わせるような事実は見当たらないから，本件公用車の取得価額について，明らかに不当であるとすることはできない。

以上を前提として，以下，本件公用車の取得の必要性等について検討する。

(2) 取得の必要性

ア 本件公用車

本件公用車は，第一に北九州市の議長車として利用されるものであり，実際に議長の送迎に利用されているのであるから，前公用車の使用期間（6年9か月）・状況（走行距離１３万km以上）等に照らせば議長公用車として車両を取得する必要性は認められるし，その使用目的からすると，比較的居住性の高い車両であることが要求されるといえる。この点，原告らは，議長に通勤費が支出されることをもって，議長車の購入は不要である旨主張するが，議長の公務の内容（議会への出席のほか，各種の会合，式典及び行事への出席並びに視察等，多岐にわたることは公知の事実といえる。）に照らして，通勤費の支出で十分であるということはできないのであって，なお議長車購入の必要性は認められるというべきである。さらに，原告ら

は，グリーン購入方針の内容（前記１(5)）や，第２回目の車検時（５年）という議長公用車の更新期間（同(1)）が短いことなどが不当である旨主張するが，これらについて不当な点は特に見当たらないし，本件公用車取得の必要性に影響を与えるものではないのであって，原告の主張は失当である。

また，第二に，北九州市では，他都市と異なり，議長公用車を皇室関係者や外国要人等の賓客の送迎にも用いることが想定されており，実際にも，平成１６年度から平成１８年度までの３年間で１６日の使用実績があり，各年度４日ないし７日にわたって上記用途に使用されている（前記第２の１(3)）。この点を勘案すると，北九州市の議長公用車としては，本件公用車のように，上記用途に用いることができるような車格を備えたハイグレードなものを購入する必要があるといえる。なお，この点について，原告らは，皇室関係者等の賓客の送迎に北九州市議長公用車が用いられているのは３年間で１６日にすぎないのであって，本件公用車の購入目的として不当なものである旨主張するが，①上記のとおり，賓客を送迎する機会が上記３年間について毎年相当回数存在し，当該目的で議長公用車を使用している実績があること，②賓客の送迎に使うことのできる公用車がなければ，賓客の送迎にふさわしい車両を別途手配する必要がその都度生じること等に鑑みれば，目的として挙げることが不当であるとはいえない。この点についての原告らの主張は失当である。

以上からすると，北九州市において議長公用車として車を取得することの必要性が認められるのはもちろん，上記各目的に適当な車両として，４５００ｃｃと大きな排気量のハイグレードな車両を購入する必要性が認められるし，本件公用車購入当時の他都市の議長公用車の排気量（前記１(2)のとおり，３０００ｃｃないし５０００ｃｃまでと幅がある。）と比較しても不相当なものではない。そして，４５００ｃｃクラスの車両の中で比

較すれば，本件公用車が特に高価なものということもできないうえ（乙２の「議会公用車の状況調べ」参照），本件公用車は，購入時において，全国の政令指定都市の市長，議長公用車のうち最も高額なものであったものの，他にも１０００万円より高額の議長公用車を有する政令指定都市が２市あることに鑑みると，本件公用車が著しく高額であるとまでは断定できないのであるから，かかる車両を取得する相当程度の必要性を肯定することができる。

イ　各種オプション装備

上記のように，本件公用車自体の取得の必要性が認められるとしても，各種オプション装備を付加する必要性があるかは別個に検討すべきである。

そして，本件公用車においては，オプションの一部については合理的必要性を観念することができるものであると思われ，原告らも必要性がない旨の主張をしていない。しかし，原告らは，オーディオシステム，ディスプレイ，地上デジタルチューナー，ムーンルーフ，パワートランクリッド，酸素濃度コンディショナー，スタッドレスタイヤ及びフォグランプについて，装備する必要がないと主張するので，それぞれについて以下考察する。

(ア)　オーディオシステム，ディスプレイ及び地上デジタルチューナー

これらは，車内でのテレビやＤＶＤの視聴を可能にし，音響設備の質を向上させるものである。

これらのオプション装備により，議長が移動中にテレビによる情報収集や，ＤＶＤの資料の視聴をすることが可能になるところ，これは議長という職務の性質上，必要性がないと直ちにはいえないと考えられる。

また，後席でテレビやＤＶＤを視聴できるディスプレイの搭載は，所定のオーディオシステムを選択した場合にのみ可能となるものであって（前記１(6)），その限度でオーディオシステム装備の必要性も否定で

きないところである。

なお，原告は，本件公用車について，メーカーの純正オプションを装備することにより，車内テレビの装備に高額に過ぎる公金が使用されている旨主張する。確かに，メーカーの純正オプションを装備したことで，本件公用車について，ディスプレイ及びそれに付随する装備がかなり高額なものとなっており，その価格との兼ね合いからすれば，上記各オプション装備の必要性に疑問を呈する余地もある。しかし，前記のように，本件公用車は賓客の送迎用としても使用される車両であり，内装，装備についてもハイグレードであることが一定程度求められるのは不可避であって，一般のように安価なテレビを装備することがふさわしいとはいえない。したがって，高額なものではあるが，上記のディスプレイ及びそれに付随するオプション装備については，相当程度の必要性があることを否定できないというべきである。

(イ) ムーンルーフ

ムーンルーフは，原告の主張するように，夜間上空の月を見たり，車の装飾性を高めたりするための装備であり，基本的には本件公用車に不要なオプション装備であるとも思える。

しかしながら，ムーンルーフは，効率的な換気を目的としたものでもあり（甲２の７５頁参照），長時間持続して乗車することが予定される公用車において，必ずしも不要な装備であるとまではいえない。

また，ディスプレイ等の装備の必要性が肯定されることは，前記(ア)のとおりであるところ，本件公用車の車種では，後席へのディスプレイの装備は，サウンドシステム及びムーンルーフを装備した場合にのみ可能になるのであるから（前記１(6)），この点でもムーンルーフを装備する必要性を否定することはできない。

したがって，ムーンルーフをオプションとして装備する必要性がない

ことが明白であるとまではいえない。

(ウ) パワートランクリッド

前記１(6)のとおり，パワートランクリッドは，車の後部のトランクをスイッチ操作一つで開閉する装置であり，これにより，車の荷物の積み下ろしをよりスムーズに行うことができるものである。

本件公用車の用途からすれば，後部のトランクを使用して，比較的大きな荷物を運ぶ必要がある状況も少なからず想定されるところである。したがって，荷物の積み下ろしをスムーズにする上記の必要がないとはいえない。

(エ) 酸素濃度コンディショナー

前記１(6)のとおり，酸素濃度コンディショナーは，車内の酸素濃度低下を抑制する機能を有し，これによって車内の環境を良好な状態に保つことができるものである。

本件公用車は，議長の送迎，賓客の送迎等の用途に使われるものであるから，比較的長時間の移動も想定されているものである。そして，そのような状況下では，密閉された本件公用車の車内環境を良好な状態に維持する必要があることも否定できないところであり，酸素濃度コンディショナーの装備も必要性がないとはいえない。

(オ) スタッドレスタイヤ及びフォグランプ

スタッドレスタイヤは，雪上や氷上を走行するためのタイヤであって，フォグランプは，霧や煙の中を照射するランプである。

これらは，走行の安全性を高めるオプションであるところ，北九州市では一定程度霧が発生するもの（乙４）と認められ，そのような場合の安全対策としてフォグランプを装備することも必要であるといえる。また，本件公用車が走行するのは市街地ばかりとは限らず，寒冷な山中を走行する必要がある場合も十分考えられるのであって，そのような場合

に安全な走行を可能にするため，スタッドレスタイヤの装備も必要性を否定することはできない。

(3) 小括

このように，本件公用車購入のためになされた本件支出命令は，購入についての取得の必要性，取得価額の相当性とも否定することはできない。

したがって，本件契約については，当不当の問題は残るにせよ，北九州市長であった末吉の裁量の範囲を逸脱したものと直ちに評価することはできず，違法であるとまではいえない。そして，上記のとおり本件契約が違法といえない以上，それを前提とする本件支出命令も違法とすることはできない。

第４ 結論

以上の次第で，原告らの本件請求は理由がないから，これを棄却することとし，主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官 西 井 和 徒

裁判官 加 藤 靖

裁判官 益 留 龍 也

これは正本である。

平成21年11月10日

福岡地方裁判所第２民事部

裁判所書記官　弥　　永　　一